

あなたはいつ出国しますか？

1/2～5/31の間に出国する

6/1～翌1/1の間に出国する

前年に収入はありますか？

今、納めている住民税がありますか？

前年の収入が100万円を超えますか？

はい
いいえ
はい または わかりません
いいえ

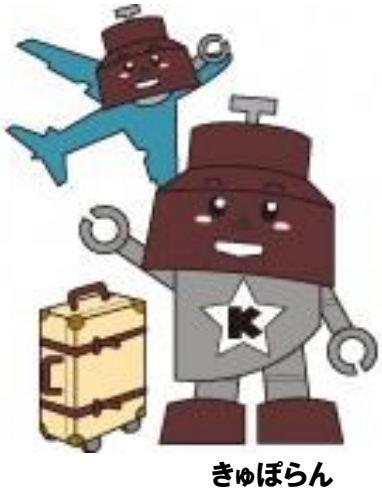
6月から課税になる可能性があります。口座振替の手続きをして、課税予定金額を預け入れてから出国するか、納税管理人を設定してください。
※前年の収入金額は市民税課で確認してください。

いいえ または わかりません
はい

未納がないか出国する前に納税課に確認してください。

はい

全額納付してから出国してください。全額納付ができない場合は口座振替の手続きをして、課税額を預け入れてから出国するか、納税管理人を設定してください。



※日本語が苦手な方は、日本語がわかるかたと来庁してください。
川口市役所（代表）048-258-1110
課税予定金額の確認、納税管理人について → 市民税課 048-259-7634～6
納付の確認、口座振替手続きについて → 納税課 048-259-7949

こんな時は
どうするの？

住民税の納付についてQ&A

Q・未納があるまま出国するとどうなるの？

・課税される予定があり、納める手続きをしないで出国するとどうなるの？

A 住民税を納める手続きをせず出国すると納税通知書をご本人へ送達することができないため、公示送達を行います。公示送達後、納税通知書の送達の効果が生じているため、納期限内までに納付されないと滞納となり、処分の対象となります。

Q 公示送達ってなに？

A 公示送達とは、調査の結果、納税通知書をご本人に送達することができない場合、市の掲示場に一定期間掲示することより、その期間が経過したときその書類の送達があったとみなす制度です。

Q 納税管理人ってなに？

A 納税管理人とはあなたの代わりに、納税に関するすべての手続き（書類の受領・納税等）を行うかたです。

Q 住民税の通知はいつ届きますか。

A 毎年6月上旬に通知しています。

※事業所には5月中旬に送付しています。

Q いつまでに納税管理人申請書を提出する
必要がありますか。

A 出国する2週間前には提
出してください。

※手続きには時間がかかります。出国する
ことが決まったら、納税管理人を決めま
しょう！

Q 納税管理人になってくれる人が
いないときはどうするの？

A 口座振替の手続きをし
てください。
課税金額の税額を口座
に預け入れてから出国
してください。

Q 年内に日本に戻ってきます。納税管理人や口座振替は必要ですか？

A 必要です。6月以降、納期が到来しても税金を納税し
なかった場合、延滞金に加算されます。
財産調査を行い、財産を差し押さえることがあります。

※財産調査は川口市から転出されても未納がなくなるまで行います。

Q 住民税がいくらなのかわかりません。手紙も納付書もなくしました。

A 市民税課に連絡してください。税額をお教えします。納付書を再発行します。

Q 住民税をいくら払ったのかわかりません。

まだ払っていない住民税はありますか？

A 納税課に連絡してください。未納額をお教えします。

Q 日本にいないのにどうして住民税を支払わなくてはいけないの？

A 住民税は賦課期日（1月1日）現在、川口市に住民票があり、前年中の所得金額が一定額以上あるかたが課税されます。このため、年の途中で国外に転出しても課税が変わることがありません。